

## 横須賀市営住宅退去者家賃等滞納整理業務委託仕様書

### (業務の目的)

第1条 市営住宅を退去した者については、居所が不明な者も多数おり、滞納家賃等の解消が特に困難となっている。この業務委託(以下、「本業務」という。)は、横須賀市(以下、「委託者」という。)における滞納家賃等の効率的な解消を図ることで、市営住宅入居者間の負担の公平性を確保し、健全な市営住宅の運営に資することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本仕様書は、本業務に必要な作業方法を定めるものとする。

### (疑義)

第3条 本業務を受託する者(以下、「受託者」という。)は、本業務の実施にあたり、本仕様書に明示無き事項又は疑義を生じたときは、委託者とその都度協議し、その指示を受けるものとする。

### (業務概要)

第4条 本業務の概要については、以下のとおりとする。

#### (1) 退去滞納者の債権回収・整理

- ・退去滞納者又はその相続人又はその連帯保証人又はその連帯保証人の相続人ら(以下、「滞納者等」という。)に対する文書催告、電話催告及び納付相談
- ・滞納者等に対する所在調査、差押さえのための財産調査、相続人調査

#### (2) 催告及び調査結果の報告書作成

受託者は第1号の結果をまとめ、今後の滞納処分に対する意見を記載した調査結果報告書(様式1)を提出するものとする。

#### (3) 定期報告

月末時点における、滞納者等ごとの対応状況や入金状況等を委託者に報告すること。

2 前項に定める方法は、受託者が滞納者ごとに必要と判断した場合、委託者と協議の上、承諾を得て変更することができる。

(委託料の支払い)

第5条 委託者は受託者に対し、業務実績に基づき、プロポーザルにおいて受託者が提案した方法で算出した金額を委託料として支払う。

2 第1項に掲げる金額は、契約期間内に回収できた債権額を上限とする。

(その他)

第6条 受託者は、本業務で知り得た内容については、「個人情報の保護に関する法律」及び「横須賀市個人情報保護条例」に基づき、適切な管理を行い、契約期間及び契約期間終了後においても第三者に漏らしてはならない。

2 企画提案書の作成に際しては、本仕様書、募集要領及び横須賀市役所ホームページ等に記載された事項を参考とすること。

3 その他本業務を遂行する上で必要な事項は、契約締結前及び契約締結後、随時、両者協議の上、決定するものとする。